平成２４年（フ）第９３９号
千葉市若葉区みつわ台３丁目21番10号アーバンハイツみつわＡ―302号
債務者　大竹　優子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１００５号
千葉県船橋市海神４丁目24番11号コーポラス海神101号
債務者　山下　博史
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４０６号
相模原市中央区矢部４丁目19番７号
債務者　野村　未絵
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４０８号
相模原市南区新戸2069番地５　パルティータ202
債務者　岩渕　良彦
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４１５号
相模原市緑区西橋本４丁目９番59号　ＦＦコーポ105
債務者　長島　快次
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４２８号
相模原市南区相武台１丁目12番15号　エトワール相武台310
債務者　天木　俊弥
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３７５号
静岡県田方郡函南町仁田145番地の５　伊沢ハイツＡ２
債務者　古屋　千穂
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３３９号
愛知県犬山市大字羽黒字北金屋８番地２　レインボー第二羽黒203
債務者　早川　　征
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第９１２号
京都市北区上賀茂岡本口町38番地　ハイツ池田205号
債務者　西村管工こと　西村　幸男
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９８２号
京都市伏見区桃山町丹後33番地295
債務者　杉江　賢三
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１００９号
京都市山科区椥辻池尻町14番地18　山科団地1013
債務者　吉田　富子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０６４号
京都府長岡京市西の京７番地の11
債務者　藤居智枝美
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０６５号
京都市伏見区川東町７番地の15
債務者　古川　健一（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１１５号
京都市右京区西京極郡町53番地１　マンション竹の子108
債務者　秋元　明彦
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２５９号
京都市北区紫野西蓮台野町32番地　紫野ガーデンヒルズⅡ－１－Ａ号
債務者　辻　　沙月
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２７２号
京都市左京区下鴨東高木町12番地
債務者　サワダエンジンこと　澤田　晃明
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４０号
京都府亀岡市宇津根町土井ノ内27番地15
債務者　小川佐智子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
京都地方裁判所園部支部破産係